

禁止後ノ處分ニ付テハ別ニ記スヘキ程ノ計畫ナキモ本年度整理地ハ殆ト入濱鹽田ニシテ揚濱鹽田ハ極メテ少數ナリ且揚濱モ前年ノ如キ自然ノ砂濱トハ大ニ其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ採鹹ヲ休止スルトキハ入濱ハ鹽田面ニ青藻ヲ生シ揚濱モ時期ニ由リテハ鹽田面ニ雜草ヲ生シ再ヒ採鹹スルニハ普通以上ニ勞力ヲ要シ採鹹容易ナラス若採鹹セハ直ニ其ノ痕跡ヲ認メ得ヘキヲ以テ時々臨檢スレハ取締充分ナルヘク又或地方ニ於テハ沼井ノ隔板ヲ窃取セラレルノ虞アルヲ以テ沼井ノ取壊ヲ希望セルニ由リ斯ノ如キモノニ對シテハ申請ニ依リ之ヲ許可シ尙當分臨檢ヲ怠ラサル様注意シタリ

斯クシテ或ハ書面ヲ以テ或ハ實地ニ臨ミ監督ヲ執行シ苟モ遺算ナカラムコトヲ期シ調書ノ完成スルヤ之ヲ本局ニ提出セシメ尙之カ審査ヲ盡シタルコト次章ニ於テ述フル所ノ如シ

第十一章 審査及決定

第一節 明治四十三年度整理ニ對スル審査及決定

第一款 審査

調査書類提出審査内規審査概況疑議決定書類整理審査分擔

交付金下付申請ニ對シ支局ニ於テ調査ヲ終リタルトキハ左記書類ヲ取扱官署別ニ整理シ明治四十三年十二月末日迄ニ本局到著ノ見込ヲ以テ提出セシメタリ

一申請書

一調査事帳

一鑑定書

一交付金集計表

手續第四十七條ニ依リ提出スヘキモノ

第十一章 審査及決定

一 承請書

一法第二條第三號賠償金額調書

一納付鹽賠償金額分申告書

一製造廢止現狀調查簿

一製鹽地地圖

右ノ外尙必要ヲ認メ左記書類ヲ提出セシメタリ

一申請書受付簿

一標準價格評決書

一手續第十九條第二項ニ依リ申請者ヨリ提出シタル所有者證明書

一禁止後見込價額カ見積價額以上ニシテ交付金下付申請ヲ爲ササルモノニ對スル交付金調査書

(明治四十三年十一月廿八日甲第二八五〇號通牒ニ依リ提出スヘキモノ)

明治四十三年十二月廿二日甲第三〇八〇號通牒ニ依リ提出スヘキモノ

(明治四十三年十二月廿七日甲第三一二〇號通牒ニ依リ提出スヘキモノ)

(明治四十四年一月廿六日甲第一二七號通牒ニ依リ提出スヘキモノ)

(明治四十四年一月十日甲第四一號通牒ニ依リ提出スヘキモノ)

(明治四十四年一月十日甲第四一號通牒ニ依リ提出スヘキモノ)

右提出書類ノ審査ニ付テハ一定ノ準則ヲ設ケ審査従事員ノ執務ニ便シ監査ノ周密ヲ計ル必要ヲ認メ審査内規ヲ定メ明治四十四年一月六日ヨリ之カ審査ニ著手シタリ審査内規左ノ如シ

祕第五七三二號長官達 (明治四十三年十二月二十七日)

收 納 部

製鹽地整理調査書類審査内規

一 製鹽地整理調査書類ノ審査ヲ命セラレタル者ハ指定セラレタル豫定期間内ニ必ス其ノ分擔事務ノ結了ヲ爲ス様心掛クヘシ

前項ノ審査ニ付テハ各區擔當審査員中ノ上席者ニ於テ擔當事務ノ統轄ヲ爲スヘシ

二 審査員擔當書類ノ配付ヲ受ケタルトキハ其ノ都度冊數及件數ヲ調査シ第一號様式ニ據リ之ヲ錄取シ其ノ書類ノ審査結了期日ヲ豫定シ提出スヘシ

三 書類審査ニ付テハ其ノ計算ノ當否規定適用方法及形式ノ適否並關係書類ノ聯絡ニ注意スヘシ

四 審査員ハ配付ヲ受ケタル書類ニ付常ニ其ノ整頓ヲ計リ之カ保管ヲ完フスルコトニ特ニ注意スヘシ

五 審査員ハ各所調査ノ統一ヲ得ルヤ否ニ注意シ其ノ統一ヲ得サルモノアルトキ又ハ審査上疑義ヲ生シタルトキハ第二號様式ニ據リ審査疑問錄ニ其ノ要領ヲ記入シ指揮ヲ請フヘシ

六 法第二條第一號及第二號交付金調査書類審査ニ付テハ左記各項ニ注意スヘシ

甲號(乙號)交付金下付申請書

(一) 申請者住所氏名及捺印ハ印鑑證明書ト符合スルヤ

(二) 申請者ハ製造又ハ承繼許可書類ニ照查シテ正當ノ資格ヲ有スルヤ

(三) 法定代理人ハ正當ナル資格ヲ有スル者ナリヤ

(四) 共同製造者ノ一人又ハ他ノ代理人ニテ申請ヲ爲ス場合ハ正當委任狀及委任者並被委任者ノ印鑑證明書ヲ添附シアリヤ

(五) 申請者死亡ノ場合ニ於テ相續人ヨリ申告ノ際戶籍謄本ヲ添附シアリヤ

- (六) 申請書ハ期限内ニ提出セルヤ期限後到達ノ申請書ニ對スル提出日附認定方ハ適宜ナリヤ
- (七) 申請書記載事項ハ規定ニ適合セリヤ
- (八) 製造者住所氏名欄以下製造方法欄迄ハ製造又ハ承繼許可書類ニ照査シ記載方適當ナリヤ
- (九) 添附書類ト本書中關係記載事項ハ適合セリヤ
- (十) 製造又ハ承繼許可書ノ添附方及其ノ添附ナキモノニ對スル取扱方適當ナリヤ
- (十一) 納付鹽數量及賠償金額(鹹水賣上數量及賣上代金)ノ年別及申請人被相續人區分記載方合計ハ適當ナリヤ
- (十二) 申請通數ノ記入洩ナキヤ
- (十三) 法第二條第一號第二號ノ區分記載方ハ正當ナリヤ
- 甲號(乙號)交付金調査書
- (一) 製造者住所氏名煎熬場所(採鹹地場所)許可又ハ承繼年月日ハ申請書類ト符合スルヤ
- (二) 納付鹽賠償金額ハ申請書ト符合シ且法第二條第三號賠償金額調査ニ照査シテ正當ナリヤ
- (三) 乙號交付金調査書ニ在リテハ鹹水買受人住所氏名鹹水數量及同賣上代金ノ認定方ハ適當ナリヤ
- (四) 交付金額算出ニ違算ナキヤ殊ニ法第四條第一項ノ適用方ニ誤謬ナキヤ
- (五) 許可又ハ承繼年月日ノ記載ハ適當ナリヤ
- (六) 本書ハ明治四十二年十二月末日現在以後ニ於ケル異動ノ整理方ハ適當ナリヤ
- (七) 申請書受付番號ノ記入洩又ハ誤記ナキヤ
- (八) 本調査欄及備考欄ノ記載ハ適宜ナリヤ
- (九) 計及全管計ニ違算ナキヤ
- 七 法第二條第三號交付金調査書類審査ニ付テハ左記各項ニ注意スヘシ
- 丙號交付金下付申請書
- (一) 申請者住所氏名及捺印ハ印鑑證明書ト符合スルヤ
- (二) 所有者住所氏名地番地目、段別及地價ハ土地臺帳謄本ト符合スルヤ
- (三) 法定代理人ハ正當ナル資格ヲ有スル者ナリヤ
- (四) 共有者ノ一人又ハ他ノ代理人ニテ申請ヲ爲ス場合ハ正當委任狀及委任者竝被委任者ノ印鑑證明書ヲ添附シアリヤ
- (五) 所有者又ハ製造者多數ナル場合ニ内譯書添附方ハ適當ナリヤ
- (六) 申請者死亡ノ場合ニ於テ相續人ヨリ申告ノ際ノ籍謄本ヲ添附シアリヤ
- (七) 申請書ハ正當ノ期限内ニ提出シアリヤ期限後到達ノ申請書ニ對スル提出日附認定方ハ適宜ナリヤ
- (八) 申請書記載事項ハ規定ニ適合セリヤ
- (九) 申請書添附ノ納付鹽賠償金額調査及賠償金區分申告書ハ法第二條第三號賠償金額調査ニ對照シ適當ナリヤ
- (十) 添附書類ト本書中關係記載事項ハ適合セリヤ
- (十一) 交付金ヲ下付スヘカラサル製鹽地ニ對シ手續第二十七條ノ手續ヲ爲シアリヤ

第十一章 審査及決定

(十二) 申請通數ノ記入洩ナキヤ

丙號交付金調査書

(一) 所有者住所氏名、製造者氏名、製造方法、煎熬場所ハ申請書ト符合セルヤ

(二) 製鹽地種類、場所、地番、地目、段別及地價ハ申請書ト適合スルヤ其ノ一致セサルモノハ正當ノ事由アリヤ

(三) 交付金ヲ下付スヘキ製鹽地ノ範圍ハ適當ナリヤ殊ニ廢止ノ認定ヲ爲セルモノニ付交付金ヲ下付スルモノトシテ調査ヲ爲セルモノナキヤ

(四) 賠償金額及第三條ニ依ヘキモノノ價額ハ法第二條第三號賠償金額調査ト適合スルヤ

(五) 法第五條ニ依ルヘキモノノ價額ハ標準價格評決書ニ對照シ其ノ調査ハ適當ナリヤ

(六) 禁止後見込價額及禁止後見込用途ハ標準價格評決書其ノ他調査書類ニ對照シ其ノ調査適當ナリヤ

(七) 加工後見込用途成工年期見積工費及加工後ノ見込價額ハ加工費標準評決書其ノ他調査書類ニ對照シ其ノ調査適當ナリヤ

(八) 標準價格ニ對スル増減事由及其ノ記載方ハ適當ナリヤ

(九) 標準價格ニ據ラスシテ特別ニ調査ヲ爲セル製鹽地ニ對スル説明書ハ適當ナリヤ

(十) 法第五條ニ依ルヘキモノノ價額禁止後見込價額、加工後見込價額ニシテ鑑定ニ依ル金額カ調査價額ト異ル場合ノ記入ハ正當ナリヤ

(十一) 交付金額ノ計算ハ正當ナリヤ

(十二) 圖面其ノ他添附書類ト本書中關係記載事項ト符合セリヤ

(十三) 一筆ノ幾部ヲ製鹽ニ使用スル場合ノ認定方ハ添附圖面ニ照查シ適當ナリヤ

(十四) 目錄及申請書番號記入洩又ハ符合セサルモノナキヤ

(十五) 立會人ノ署名捺印洩ナキヤ又立會人ハ正當ノ資格ヲ有スル者ナリヤ

(十六) 調査年月日、調査員ノ捺印等ニ形式上ノ不備ナキヤ

(十七) 本調査欄及備考欄ノ記載ハ適當ナリヤ

(十八) 鑑定簿ノ記載方ハ適當ナリヤ

製鹽地價額鑑定書

(一) 所有者住所氏名、申請書受付番號、種類、製鹽地場所、地番、地目及段別ハ申請書及調査書ト符合スルヤ申請書ト符合セサルモノハ正當ノ事由アリヤ

(二) 見積價額、禁止後見込價額及加工後見込價額ハ鑑定標準價格ニ準據シアリヤ

(三) 省令第十一條本文ニ依リ鑑定シタル場合ノ附記ハ適當ナリヤ

(四) 省令第十二條ニ依ル加工後見込價額ノ算定ハ正當ナリヤ

(五) 鑑定人ノ記名捺印其ノ他形式ニ不備ノ點ナキヤ

(六) 各鑑定人鑑定價額ノ協定調ハサル場合ノ平均調査書ハ適當ナリヤ

法第二條第四號建物交付金調査書類審査ニ付テハ左記各項ニ注意スヘシ

丁號交付金下付申請書

(一) 申請者住所氏名及捺印ハ印鑑證明書ト符合スルヤ

(二) 申請物件ヲ他人カ使用スル場合ニハ所有者證明書ト所有者ト符合スルヤ

- (三) 法定代理人ハ正當ナル資格ヲ有スル者ナリヤ
- (四) 申請者死亡ノ場合ニ於テ相續人ヨリ申告ノ際戸籍謄本ヲ添附シアリヤ
- (五) 共有者ノ一人又ハ他ノ代理人ニテ申請ヲ爲ス場合ハ正當委任狀及委任者竝被委任者ノ印鑑證明書ヲ添附シアリヤ
- (六) 所有者又ハ製造者多數ナル場合ニ内譯書ノ添附方ハ適當ナリヤ
- (七) 申請書ハ期限内ニ提出セリヤ期限後到達ノ申請書ニ對スル提出日附認定方ハ適當ナリヤ
- (八) 申請書記載事項ハ規定ニ適合セリヤ
- (九) 差額ノ算出ニ誤謬ナキヤ
- (十) 圖面其ノ他添附書類ト本書中關係記載事項ハ適合セリヤ
- (十一) 全部又ハ一部協議又ハ鑑定濟ノモノハ其ノ區分ニ從ヒ夫々規定ノ整理ヲナセリヤ
- (十二) 交付金ヲ下付セサル物件ニ對シ手續第二十七條ノ手續ヲ爲シアリヤ
- (十三) 申請通數ノ記入洩ナキヤ
- (一) 丁號交付金調査書
- (二) 所有者住所氏名、製造者氏名、製造方法、煎熬場所ハ申請書ト符合スルヤ
- (三) 種類、構造、棟數、建坪及場所ハ申請書ト符合スルヤ其ノ一致セサルモノハ正當ノ事由アリヤ
- (四) 交付金ヲ下付スヘキ建物ノ範圍ハ適當ナリヤ殊ニ廢止ノ認定ヲ爲セル製鹽地ニ附屬スル物件及現ニ製鹽ヲ爲ササルモノト認メタルモノノ使用シタル物件ニ交付金ヲ下付スルコトナキヤ
- (五) 見積價額ハ建設年月、建設費、保存期間、經過年數ニ應シ標準價格評決書ニ對照シ其ノ調査ハ適當ナリヤ
- (六) 禁止後見込價額、禁止後見込用途ハ標準評決書ニ照査シ調査方適當ナリヤ
- (七) 標準價格ニ對スル増減事由及其ノ記載方ハ適當ナリヤ
- (八) 標準價格ニ據ラスシテ特別ニ調査ヲ爲セル建物ニ對スル説明書ハ適當ナリヤ
- (九) 交付金額ノ計算ハ正當ナリヤ
- (十) 交付金額ハ承諾書又ハ鑑定書ノ差額ニ符合スルヤ
- (十一) 調査價額以上ニ於テ協議ヲ了シタルモノノ調査ハ適當ナリヤ
- (十二) 添附書類ト本書中關係記載事項ト符合スルヤ
- (十三) 目錄及申請書番號ノ記入洩又ハ符合セサルモノナキヤ
- (十四) 立會人ノ署名捺印洩ナキヤ又立會人ハ正當ノ資格ヲ有スル者ナリヤ
- (十五) 調査年月日、調査員ノ捺印等ニ形式上ノ不備ナキヤ
- (十六) 本調査欄及備考欄ノ記載方ハ適當ナリヤ
- (一) 協議又ハ鑑定濟ノ記載方ハ適當ナリヤ
- (二) 建物價額承諾書
- (三) 申請書日附、申請者住所氏名、申請書受付番號、建物場所、種類、構造、棟數、建坪ハ申請書及調査書ト符合スルヤ申請書ト符合セサルモノハ正當ノ事由アリヤ

第十一章 審査及決定

- (二) 申請者ノ捺印ハ印鑑證明書ト符合スルヤ
- (三) 申請者カ無能力者ナルトキハ法定代理人ノ署名捺印アリヤ
- (四) 價額及差額ノ計算ニ誤ナキヤ

建物價額鑑定書

- (一) 所有者住所氏名、申請書受付番號、建物場所、種類、構造、棟數、建坪及建設年月ハ申請書及調査書ト符合スルヤ、申請書ト符合セサルモノハ正當ノ事由アリヤ

- (二) 見積價額禁止後見込價額ハ鑑定標準價格ニ準據シ計算ニ誤ナキヤ
- (三) 差額ノ算出ハ正確ナリヤ
- (四) 鑑定人ノ記名捺印其ノ他形式ニ不備ノ點ナキヤ
- (五) 各鑑定人鑑定價額ノ協議調ハサル場合ノ平均調査書ハ適當ナリヤ

九

- 法第二條第四號設備器具器械交付金調査書類審査ニ付テハ左記各項ニ注意スヘシ

戊號(己號)交付金下付申請書

- (一) 申請者住所、氏名及捺印ハ印鑑證明書ト符合スルヤ
 - (二) 申請物件ヲ他人カ使用スル場合ニ所有者證明書ト所有者ト符合スルヤ
 - (三) 法定代理人ハ正當ナル資格ヲ有スル者ナリヤ
 - (四) 申請者死亡ノ場合ニ於テ相續人ヨリ申告ノ際戶籍謄本ヲ添附シアリヤ
 - (五) 共有者ノ一人又ハ他ノ代理人ニテ申請ヲ爲セル場合ハ正當委任狀及委任者竝被委任者ノ印鑑證明書ヲ添附シアリヤ
 - (六) 所有者又ハ製造者多數ナル場合ニ内譯書添附方ハ適當ナリヤ
 - (七) 申請書ハ期限内ニ提出セリヤ期限後到達ノ申請書ニ對スル提出日附認定方ハ適宜ナリヤ
 - (八) 申請書記載事項ハ規定ニ適合スルヤ
 - (九) 種類品目ノ記載方ハ適當ナリヤ
 - (十) 差額ノ算出ニ誤謬ナキヤ
 - (十一) 添附書類ト本書中關係記載事項ニ符合セサル點ナキヤ
 - (十二) 全部又ハ一部協議又ハ鑑定済ノモノハ其ノ區分ニ從ヒ夫々規定ノ整理ヲナセリヤ
 - (十三) 交付金ヲ下付セサル物件ニ對シテ手續第二十七條ノ手續ヲ爲シアリヤ
 - (十四) 申請書ノ通數ノ記入洩ナキヤ
 - (十五) 省令第五條ト第六條ノ區分ニ依リ各別ニ作成セリヤ
- 戊號(己號)交付金調査書
- (一) 所有者住所氏名、製造者氏名、製造方法、煎煎場所ハ申請書ニ符合スルヤ
 - (二) 種類、品目、箇數及現在場所ハ申請書ト適合スルヤ其ノ一致セサルモノハ正當ノ事由アリヤ
 - (三) 交付金ヲ下付スヘキ設備器具器械ノ範圍ハ適當ナリヤ殊ニ廢止ノ認定ヲ爲セル製鹽地ニ附屬スル物件及現ニ製鹽ヲ爲ササルモノト認メタルモノノ使用シタル物件ニ付交付金ヲ下付スルモノトシテ調査ヲ爲セルモノナキヤ

- 省令第五條第六條ノ區分ニ依リ各別ニ調査書ヲ作成セルヤ又第六條該當ノモノハ右品目ニ關スル長官達ニ適合スルヤ
- (四) 見積價額ハ新調又ハ購入年月、新調又ハ購入價額、保存期間、經過年數ニ應シ標準價格評決書ニ對照シ其ノ調査適實ナリヤ
- (五) 禁止後見込價額、禁止後見込用途ハ標準價格評決書ニ照查シ調査方適當ナリヤ
- (六) 必要箇數、使用箇數ト見積價額算出ノ關係ハ適當ナリヤ
- (七) 標準價格ニ對スル増減事由及其ノ記載方ハ適當ナリヤ
- (八) 標準價格ニ據ラスシテ特別ニ調査ヲ爲セル物件ニ對スル説明書ハ適當ナリヤ
- (九) 交付金額ノ計算ハ正當ナリヤ
- (十) 交付金額ハ承諾書又ハ鑑定書ノ差額ニ符合スルヤ
- (十一) 調査價額以上ニ於テ協議ヲ了シタルモノ、調査ハ適當ナリヤ
- (十二) 添附書類ト本書中關係記載事項ト符合スルヤ
- (十三) 目錄及申請書番號ノ記入洩又ハ符合セサルモノナキヤ
- (十四) 立會人ノ署名捺印洩ナキヤ又立會人ハ正當ノ資格ヲ有スル者ナリヤ
- (十五) 調査年月日、調査員ノ捺印等ニ形式上ノ不備ナキヤ
- (十六) 本調査欄及備考欄ノ記載方ハ適當ナリヤ
- (十七) 協議又ハ鑑定濟ノ記載方ハ適當ナリヤ
- (十八) 設備器具器械價額承諾書
- (一) 申請書日附、申請者住所氏名、申請書受付番號、種類、品目、箇數及現在場所ハ申請書及調査書ト符合スルヤ申請書ト符合セサルモノハ正當ノ事由アリヤ
- (二) 申請者ノ捺印ハ印鑑證明書ト符合スルヤ
- (三) 申請者カ無能力者ナルトキ法定代理人ノ署名捺印アリヤ
- (四) 價額及差額ノ計算ニ誤ナキヤ
- 設備器具器械價額鑑定書
- (一) 所有者住所氏名、申請書、受付番號、種類、品目、箇數及現在場所ハ申請書調査書ト符合スルヤ申請書ト符合セサルハ正當ノ事由アリヤ
- (二) 見積價額禁止後見込價額ハ鑑定標準價格ニ準據シ計算ニ誤ナキヤ
- (三) 差額ノ算出ハ正確ナリヤ
- (四) 鑑定人ノ記名捺印其ノ他形式ニ不備ノ點ナキヤ
- (五) 各鑑定人鑑定價額ノ協議調ハサル場合ノ平均調査書ハ適當ナリヤ
- 各號調査書類ノ審査了シタルモノハ順次支局提出ノ交付金集計表ニ對查シ訂正ヲ要スルモノハ朱書ヲ以テ訂正ノ手續ヲ爲スヘシ
- 支局ニ申請書ヲ提出シタルモノアルトキハ申請者住所所地ヲ所轄スル支局ノ口座ニ合算シタル金額ヲ記入シ他ノ口座ニハ其ノ旨ヲ欄外ニ附記シテ金額欄ヲ朱書抹消スヘシ

(第一號樣式甲)		交	付	金	下	付	申	請	書	何	專	賣	支	局
出張所	市町村名	甲	乙	丙	丁	戊	己	承諾書	鑑定書	審査豫定期日	受領月日			

備考

- 一 各號欄ニハ右傍ニ件數ヲ墨書シ左傍ニ冊數ヲ朱記スルモノトス
- 二 受領月日欄下部ニハ擔當區審査員上席者認印スルモノトス
- 三 審査豫定期日ハ出張所又ハ派出所毎ノ全部ニ付之ヲ豫定シ記入スルモノトス

(第一號樣式乙)		交	付	金	調	査	書	何	專	賣	支	局
出張所	市町村名	甲	乙	丙	丁	戊	己	受領月日				

備考 甲號樣式備考ノ一及ニ同シ

(第一號樣式丙)		標	準	價	格	評	決	書	何	專	賣	支	局
出張所	標準區域	製	鹽	地	加	工	費	建	物	設備器具器械	受領月日		

備考 甲號樣式備考ニ同シ

(第一號樣式丁)		交	付	金	下	付	ニ	關	ス	ル	附	屬	書	類	何	專	賣	支	局
出張所	賠償金額調書	賠償金額區分	所有者證明書	廢止現狀調査簿	受領月日														

備考 甲號樣式備考ニ同シ

(第二號樣式) 審査疑問錄記載例

何月何日發議

何々ノ件

何々ノ場合ハ何々ニ依リ取扱ヒ可然哉

何月何日決裁

何々ニ依リ何々スヘシ(見込ノ通)

祕第一二九號長官達 (明治四十四年一月九日)

收納部

製鹽地整理調査書類審査内規追加

十一 審査員ハ適宜ノ手簿ヲ備ヘ別ニ定メタル樣式ニ記載スヘキ事項ノ外審査施行ニ關スル必要事項ヲ錄取シ置クヘシ

十二 審査ノ結果申請書、調査書、承諾書及鑑定書中交付金額又ハ差額ノ適合ヲ認メタルトキハ其ノ欄内上部ニ㊟印ヲ押捺スヘシ但シ交付金額又ハ差額ノ欄ヲ存セサル書類ニ付テハ數字ノ記載アル最後ノ行ノ下部欄外ニ右ノ手續ヲ爲スヘシ

十三 審査員一申請ニ對スル關係書類全部ノ審査ヲ完了シ調査ノ適合ヲ認メタルトキハ當該調査書中本調査年月日ノ上部ニ認印スヘシ但シ法第二條第一號又ハ第二號交付金調査書ニ在リテハ製造者毎ニ其ノ上部欄外ニ右ノ手續ヲ爲スヘシ

交付金ノ申請件數ハ鹽及鹹水製造者交付金九千六百七十九件製鹽地交付金七千三百九十件建物設備器具器械交付金二万五千二百二十七件合計四万二千二百九十六件ノ多キニ達シ建物及設備器具器械ノ數ノミニテ九千四百餘棟十二万四千餘箇ニ及ヒ其ノ他製鹽地モ一件ノ申請ニテ數筆若ハ十數筆ノモノ少カラス又其ノ製鹽地ノ種類モ煎熬場敷地採鹹地其ノ他ノ數種ニ涉リ審査物件數少クトモ十五万ヲ下ラス是等多數ノ物件ニ對スル申請書、調査書、鑑定書、承諾書其ノ他關係附屬書類ノ形式ノ完否、價額ノ當否、算定ノ正否、所有權ノ有無其ノ他各調書ノ聯絡等一々審査對照ヲ要スルノミナラス事創始ニ屬シ各支局ニ於ケル取扱上ノ疑問少カラス之ニ對シテハ書面又ハ實地ニ就キ一々指示スル處アリシモ各地狀況ヲ異ニシ輒モスレハ統一ヲ缺キ甚キハ一支局内出張

第十一章 審査及決定

所間ニ統一ヲ缺クモノスラアリテ審査上勞力ヲ要スルコト實ニ容易ナラス殊ニ審査ハ整理事務調査又ハ監督ノ經驗ヲ有スル者ニ非サレハ從事セシムル能ハサルヲ以テ本局員中當初ヨリ整理事務ニ當レル者ハ勿論各支局ニ於テ調査事務ニ鍊達シ且各地ノ事情ニ通セル者ヲシテ審査ニ從事セシムルコトト爲シ東京、水戸、三春、小出、雲名、古屋、神戸、熊本、鹿兒島ノ各支局在勤者十七名ニ本局兼務ヲ命シ尙本局勤務者四名ニ補助ヲ命シ共ニ一月以來三箇月間廢休ニ次クニ夜勤ヲ以テシ専ラ審査ノ進行ヲ圖リタリ然レトモ書類浩澁ニシテ加フルニ審査ノ周到ヲ期シタル爲尙豫期ノ期間内ニ結了セシムルコト困難ナリシニヨリ更ニ東京、名古屋兩支局ヨリ九名ノ兼務者ヲ増加シ審査ニ當ラシメタリ而シテ支局提出書類審査ノ順序ニ付テハ鑑定ニ付シタル物件ニ對シテハ省令第十四條第二項ニ依リ本人ニ對シ決定書交付ノ要アルニ依リ製鹽地交付金ノ審査ヲ先トシテニ鹽製造者鹹水製造者交付金ヨリ建物交付金設備器具器械交付金ニ及ホシ順次ニ審査ヲ進捗シタリ

整理事務調査上ニ關シテハ調査著手ノ當初ヨリ細密ナル注意事項ヲ指示シ各支局ヲシテ取扱上ノ統一ヲ得セシムルト共ニ誤解ナカラシムルコトヲ期シ一方ニハ出張監督員ヲシテ一々調査ヲ查閱シ實地ニ臨ミ之カ指導ヲ爲サシメタルコト前章既ニ記載セル如クナリシモ調査事項ノ複雑ナル各地調査方ヲ異ニシ往々修正ヲ要スヘキモノアルヲ免レス且又調査書類浩澁ナルヲ以テ出張監督ノ際全部ニ涉リテ一々檢閱スルヲ得サリシノミナラス調査ノ難澁ナル輒モスレハ監督員ノ查閱ニ付スル迄ニ進行セサリシモノアリ又其ノ指示ニ基キ再調シタルモノニシテ未十分ナラサルモノ等アリテ審査ニ著手スルニ及ヒ各調書中違調、誤記、脱漏ノ發見セララルモノアリ住所氏名ノ記入不同ノモノ、印影ノ相違セルモノ又ハ所有權ノ所在、共有者ノ關係、相續順位、代理權限等判然セサルモノ等アリテ直ニ訂正シ得ヘキモノハ之ヲ補正シ照會ヲ要スヘキモノハ當該調査支局

ニ照覆シ申請人ヲシテ訂正セシムヘキモノハ一々之ヲ指示シテ相當補正ヲ爲サシメ尙疑義ニ涉レル事項ニ在リテハ一々之ヲ裁定シ各調書ノ對照查閱ヲ爲シ檢算ヲ施サシメ其ノ分擔調査ノ完了後ハ尙他方面審査員ヲシテ交互ニ念查ヲ盡サシメ更ニ監查ヲ加ヘ調査ノ正確ヲ確認シ以テ審査ヲ結了シタリ

審査結了ニ際シ交付金集計ニ方リテヤ特ニ左ノ事項ニ付注意セシメ誤謬ナカラシムルコトヲ期シタリ

- 一 一人カ數局所ニ申請ヲ爲シタルモノナキヤ否ヲ注意シ該當ノモノアルトキハ併合計算ヲナスコト
- 二 交付金受領方ニ付テハ法定代理人ノ外委任狀中ニ其ノ權限ヲ明記シアルモノニ限り代理人ト認ムルコト
- 三 代理人ノ住所氏名ハ委任狀ニ依リ記入シ記入落又ハ記入違ナキ様注意スルコト
- 四 同名異人ノモノハ集計上注意スルコト
- 五 一人カ申請又ハ受領ニ付數人ノ代人タル場合ニ代人名ニテ數人分ヲ集計セサル様注意スルコト
- 六 一人カ受領スヘキ交付金ヲ自己ト代理人又ハ數人ノ代理人ニ受領方ノ手續ヲナセルモノハ一人ニ受領セシムルコトニ取計ハシムル様此ノ際至急照會シ一人トシテ集計ヲナスコト
- 七 交付金給付額調ハ集計表ト照查スルコト
- 八 一人カ數申請ヲ爲セル場合住所氏名ハ各申請分共交付金給付額調ト一致スルコトニ注意ノコト

審査上疑義ニ涉レルモノ其ノ他審査上ニ關シ決定シタル事項ヲ抄録スレハ左ノ如シ

審査ニ關スル一般事項

- 一 規定ニ違反セルモノヲ除クノ外調査又ハ計算上ノ取扱方ハ少クトモ一取扱官署毎ノ統一ヲ得ルヲ要ス支局間又ハ同一支局内各取扱官署間ノ統一ヲ得サル事項ハ參考ノ爲録取シ置クモノトス
- 二 審査ノ結果總テノ事項ヲ一々再調訂正セシムルハ此ノ際困難ナルニ付事ノ輕重ニ從ヒ大體左記ノ通取扱フモノトス
 - (一) 一般ニ誤記脱字ト認メ得ヘキモノハ便宜訂正ヲ爲スコト但シ專賣官署限訂正シ得ヘキ事項ニ限ル
 - (二) 金額數量以外ノ記載事項ニ關スル缺點ニシテ申請鑑定協議調査及交付金下付決定ニ實害ナキモノハ其ノ儘差置クコト但シ專賣官署限訂正シ得ヘキ事項ハ便宜訂正ヲ爲スコト
 - (三) 前二項ノ事項ニシテ專賣官署限訂正シ得ヘカラサル事項ハ誤記脱字又ハ誤算ト認ムル事項及其ノ旨ヲ朱記シ置クコト
 - (四) 前三項ノ場合ニハ訂正又ハ記入ヲ爲シタル者ノ認印ヲ押捺スルコト
 - (五) 第一項乃至第三項以外ノ事項ニ缺點アルモノハ其ノ申請番號申請者住所氏名交付金見込額ヲ取扱官署毎ニ書取り置キ再調ヲ要スル箇所ヲ指摘シテ速ニ再査提出セシムルコト

第十一章 審査及決定

申請書ニ關スル一般事項

三 申請書中左記各項ニ該當スル訂正ハ其ノ儘差置キ差支ナシ

- (一) 金額及物件ノ範圍ニ影響セサル事項ニシテ其ノ訂正ノ箇所ニ正ナル文字ヲ朱記シ申請者ノ印章ヲ押捺セサルモノ
- (二) 金額ニ影響スル事項例ヘハ禁止後見込價額欄ノ訂正削除ノ箇所ニ共有者中ノ一人ノミノ印章ヲ押捺セルモノ

四 印鑑證明書中訂正削除等ノ廉ニ當該證明者ノ消印ナキ等事實ノ疑ハシキモノハ返付ノ上完全ナルモノヲ提出セシムルモノトス

五 申請書ノ通數ヲ種類毎ニ計算セルモノアルモ訂正セシムルニ及ハサルコト但シ取扱方ノ區分ヲ書留メ置キ交付金集計上遺漏ナキ様注意スルモノトス

六 申請書ノ紙數ニ所有者又ハ製造者ノ内譯表ヲ算入セサルモノアルモ訂正セシムルニ及ハサルモノトス

七 申請書氏名ノ文字中彌ヲ弥トシ虎ヲ席トスルノ類ハ略字ト認メ訂正セシムルニ及ハス又衛門ヲ工門、工門ヲ工門トアルカ如キ略字ト認メ難キモノト

雖同名異人ニ非サルヲ確認シ得ル場合ハ訂正セシムルニ及ハス但シ調査書ハ印鑑證明書ト一致セシムルモノトス

八 印鑑證明書、土地臺帳謄本ト申請書調査書ト氏名ノ字體ニ記載アルモノハ戶籍抄本ヲ徴シ之ニ依リ決定スルモノトス

九 所有者氏名欄ニ西市來尋常高等小學校附屬地ト記載アルハ西市來村有ト認メ取扱フモノトス

十 製造者氏名欄ニ關係製造者氏名全部ヲ列舉セス又内譯表ヲモ添附セスシテ其ノ重ナル一人ノミヲ記載セルモノ一取扱官署毎ニ統一セルモノハ訂正セシムルニ及ハサルモノトス

十一 煎熬場ノ場所ヲ表示スルニ地番ヲ記セスシテ戶番ヲ記載セルモノ其ノ煎熬場カ住宅敷地内ニ在ル場合ニハ訂正セシムルニ及ハサルモノトス

十二 數通ノ申請書提出後印鑑紛失シ其ノ内一通ニ對シ改印ノモノヲ押捺セル爲其ノ他ノ申請書ニ押捺セル印影ト異ル場合其ノ事由ヲ明ニシ其ノ他ノ申請書ニ改印ヲ押捺セシムルニ及ハサルモノトス

十三 印鑑證明書、戶籍謄本ノ住所ノ表示ニハ大字名ヲ記入ナク申請書調査書、鑑定書ニ大字名ヲ記入シアルモ訂正セシムルニ及ハサルモノトス

十四 家督相續、親權者等ノ證明ヲ戶籍吏ノ證明又ハ戶籍謄本ニ依ラスシテ單ニ町村長ノ證明書ヲ以テスルモノ其ノ儘ニテ差支ナシ

十五 左ノ場合ニハ印鑑證明書ヲ提出セサルモノ其ノ儘差置クモノトス

- (一) 出張所員ニテ作成セル委任狀謄本ヲ提出セル場合ハ其ノ委任者ノ印鑑證明書
- (二) 納付鹽賠償金額區分申告ヲ爲スモ製鹽地交付金ノ申請ヲ爲ササル者ノ印鑑但シ他ノ申請書ヲ提出スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

十六 法定代理人タルコトヲ證明スヘキ書類ハ申請書ノ中執カ一通ニ添附シアラハ申請前ニ提出シタル納付鹽賠償金額區分申告書ニ添附セサルモ妨ナシ

十七 申請書ニ添附セル戶籍謄本、土地臺帳謄本等ノ日附カ申請書提出期限後ニ屬スルモノハ相當事由ヲ受附簿備考ニ記入シ置クモノトス

十八 委任狀、印鑑證明書ハ取扱官署毎ニ合綴ノ上別冊トナシタルモノハ申請書餘白ニ其ノ旨ヲ附記シ置クモノトス

十九 郵便ニ依リ申請書ヲ提出シタルモノニシテ期限後到達シタルモノハ必其ノ封筒ノ添附ヲ要スルモノ提出期限内ニ受理シタルコト明ナルモノハ添附ヲ要セサルモノトス

法第二條第一號交付金下付申請書ニ關スル事項

二十 鹽製造許可書ト申請書ト符合セサルモノ左記ノ事項ハ其ノ儘差置クモノトス
(一) 煎熬場ノ字地番又ハ其ノ他ノ製鹽地ノ地番等相違アルモノ製鹽者タル資格ヲ認メ得ルモノ
(二) 許可書中加除訂正ノ廉アルモノ製鹽者タル資格ヲ認メ得ヘキモノ

- (一) 煎熬場ノ字地番又ハ其ノ他ノ製鹽地ノ地番等相違アルモノ製鹽者タル資格ヲ認メ得ルモノ
- (二) 許可書中加除訂正ノ廉アルモノ製鹽者タル資格ヲ認メ得ヘキモノ

二十一 製鹽地所有者欄記載方ハ左記各項ニ依ルヘキモノトス

(一) 所有者數名アル場合ニ何某外人ト記載シ氏名ヲ列記セス又内譯表ヲモ添附セサルモ妨ナシ

(二) 官有地ナルトキハ其ノ旨ヲ記入スルモノトス

(三) 民有地ニシテ省令第三條ニ該當セサル爲交付金ヲ下付セサル土地ナルトキハ其ノ旨ヲ記入スルコト但シ該當事項ノモノ多數アルトキハ調査書ノ凡例中ニ理由ヲ附シ申請書該當條項記入省略ノ旨ヲ説明スルモ妨ナシ

二十二 鹽製造許可書紛失ノ場合ニ單ニ製造者ヨリ提出セル許可書紛失申告書ヲ申請書ニ添附シ取扱官署ニ於テ製造者タルノ認定ヲ附記セサルモ取扱方

一様ナラハ其ノ儘差置キ二様ニ涉ルトキハ總テ認定ノ記入ヲ爲サシムヘキモノトス

二十三 煎熬場移轉、製造廢止又ハ承繼ノ場合ニ於ケル申請書記載方ハ左記各項ニ依ルモノトス

(一) 煎熬場ヲ移轉シタルモノハ現在ノ煎熬場ヲ記載スヘク以前ノ煎熬場ニ於テ納付鹽賠償金額アルモノハ其ノ旨ヲ附記説明セシムルモノトス

(二) 煎熬場ニ於テ製鹽シタルモノ其ノ中一ヲ廢シタルモノ尙各煎熬場別ニ申請書ヲ提出セルモノハ其ノ儘差置クモノトス

(三) 許可ヲ受ケ居ル煎熬場以外ニ於テ明治四十三年以降更ニ製造ノ承繼ヲ爲シタル場合ハ其ノ承繼ニ係ル分ノ煎熬場ハ記入ナキモ妨ナシ

二十四 製鹽禁止前家督相續ニ因リ承繼ノ手續ヲ了シタルニ拘ラス申請書ニハ其ノ相續人ナル肩書ヲ記載セルモ訂正セシムルニ及ハサルモノトス

法第二條第三號交付金下付申請書ニ關スル事項

二十五 一筆中交付金ヲ下付スヘカラサル部分アルモノノ申請書記載方ハ左記該當ノモノハ其ノ儘差置クモノトス

(一) 地價ハ全筆分ヲ墨書シ交付金ヲ下付スヘキ部分即チ内書朱記ノ段別ニ對スル地價ヲ算出シテ全筆分ノ地價ト割書セルモノ又ハ單ニ内書朱記ニ對スル地價ノミヲ記入セルモノ等アリテ一定セサルモノ

(二) 交付金ヲ下付スヘキ部分ノ段別ノミヲ墨書セルモノ

二十六 製鹽地ノ種類別ニ區分セス煎熬場敷地、鹹水貯藏場敷地等ト併記シ又包裝置場敷地、事務所敷地等ト記載セルモ煎熬場敷地ノ延長ト認メ得ヘキモノハ訂正セシムルニ及ハサルモノトス

二十七 製鹽地二筆以上ノ場合ニ法第三條ニ依ルヘキモノノ價額以下各欄ノ金額ハ其ノ中一筆分ノ下ニ記載シ又禁止後見込用途ノ異ル場合ニモ區別記入ナキモノハ何レノ場合ヲ問ハス金額ハ數筆分合計ニ相當スルモノト認定シタル旨ヲ附記シ置クモノトス

二十八 二煎熬場ヲ合シテ一製鹽場ト認メ許可シアルモノハ一箇所トシテ申請書ヲ提出スルモ妨ナシ

二十九 禁止前父ノ死亡ニ因リテ所有權ノ歸屬シタル製鹽地ト從來自己ノ所有タリシ製鹽地トノ申請書ハ煎熬場同一ナル場合ハ一通ニ作成スルモノトス

又一人ニテ二煎熬場ノ製鹽地ヲ有スル場合ハ之ヲ各別ニ申請スルト否トニ依リ交付金ニ利ノ生スルモノニ通ニ作成セシムヘキモノトス

三十 申請書ニ記載セル製鹽地段別カ法第二條第一號交付金下付申請書ニ添附セル許可書ノ段別ヨリ大ナルモ製鹽地ノ異動ニ付相當ノ手續ヲ爲シタルモノナルトキハ其ノ儘ニ差置クモノトス

三十一 土地臺帳謄本ノ所有者、氏名ト申請者氏名ト異ル場合ニ於テ相續以外ニ讓渡シタルモノハ當事者間ニ於ケル賣買證明書又ハ連署ノ證明書ヲ徵シ

其ノ他所有者ノ相違又ハ氏名誤謬等ノ場合ニハ町村長カ所有權ノ證明ヲ爲シ又ハ同村内同一氏名ノ者ナキ等ノ證明ヲ爲サハ其ノ儘差置クモノトス

三十二 製鹽地所有者死亡シ土地臺帳氏名ノ未更正セラレサル場合ハ左記各項ニ依ルモノトス

(一) 戶籍謄本又ハ相續ノ事由ヲ證明シ得ヘキ相當書類ヲ徵スルモノトス

(二) 申請ハ相續人ヨリ爲シ所有者欄ヲ死亡者名義ヲ記載セルモ相當證明書アラハ申請人カ相續シタルモノト認ムル旨附記シ訂正セシムルニ及ハサル

第十一章 審査及決定

モノトス

三十三 製鹽地共有者ノ中居所不明ニシテ印鑑證明書ヲ提出セサルモノハ交付金下付ノ際不在者以外ノ共有者ヨリ不在者ヲシテ他日故障等申出シメサル様相當書面ヲ徴スルモノトス

三十四 共有地ノ土地臺帳謄本ノ人名數ニ比シ申請書ノ人名數多キ場合ニ共有者間ニ於テ相違ナキ旨連署ノ書面ヲ作成シ之ニ所在町村長ノ證明ヲ受ケ提出セハ之ヲ認ムルモ妨ナシ

三十五 土地臺帳謄本中段別地番、氏名等訂正加除ノ廉ニ署印ヲ押捺アラサルモ稅務官吏ノ印章ト認メラルルモノヲ押捺シアルモノハ之ヲ認ムルモ妨ナシ

三十六 土地臺帳謄本日附ハ製鹽禁止期日ヨリ遑ニ以前ノモノト雖異動ナキコト明ナルモノハ其ノ儘ニテ妨ナシ

三十七 申請書ニ添附スヘキ賠償金額調書ニシテ省令第十一條該當地ノ賠償金額區分申告ノ分ハ其ノ形式完全ニシテ其ノ金額カ各申請書毎ノ賠償金額ニ相當スルモノハ其ノ儘添附シ置キ他ノ關係地ノ分ヲ一括シテ記載シタル爲各申請書ノ金額ニ符合セサルモノハ之ヲ取除キ其ノ全ク添附ナキモノハ添附セシメサルモ差支ナシ

三十八 納付鹽賠償金額區分申告書ニ關スル事項
納付鹽賠償金額區分申告書及製鹽地交付金下付申請書ヲ未成年者ヨリ提出セルモ充分意思能力ヲ有スルモノト認メラルルモノニシテ直ニ法定代理人ヲ設ケ難キモノハ其ノ儘差置クモノトス

三十九 納付鹽賠償金額區分申告書中金額訂正ノ廉ニ捺印ナキモ申請書ノ金額カ右訂正金額ニ依リ計算シタルモノニ相當シ其ノ他ノ關係者ノ申請書記載ノ價額カ申告書ノ金額ニ依リ計算シタルモノニ相當スルトキハ訂正ノ廉ニ調印セシメサルモ妨ナシ

四十 納付鹽賠償金額區分申告書中製造者氏名ノ文字ヲ誤記治郎ヲ次郎ニタルモ又ハ明治四十三年中製鹽ヲ廢止シ當該製鹽地賠償金額ニ關係ナキ製造者氏名ヲ記載シタルモノ等ハ其ノ儘差置クモ差支ナシ

四十一 納付鹽賠償金額區分申告書中宮間兵右工門ナルヲ宮間千松ト記載セルモ本人ヨリ申告書誤記ノ旨書面ヲ徴シアルフ以テ其ノ儘ニ差置キ差支ナシ

四十二 製鹽禁止當時ニ於テ既ニ製鹽ヲ廢止シアル製鹽地ノ所有者ヲ納付鹽賠償金額區分ニ加ヘ申告セルモ其ノ分ニ對スル製鹽地交付金ノ申請ヲ爲ササルモノハ其ノ儘差置キ差支ナシ

四十三 納付鹽賠償金額區分申告書ニ其ノ所有者行衛不明ニ付其ノ父何某トシテ連署セルモノハ事情止ヲ得サルモノニ付其ノ儘ニテ差支ナシ

四十四 納付鹽賠償金額ノ區分申告ヲ爲スニ當リ相手方ノ代理トナリ自己ノ分ト相手方ノ分ヲ申告セルモ單ニ申告ニ過キサルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

四十五 納付鹽賠償金額區分申告書ニ共有者ノ一人遠隔ノ地ニ在住スル爲不在者トシテ其ノ親族ヨリ財產管理人ノ名義ヲ以テ或者ニ其ノ區分申告ヲ委任セルモノアリテ其ノ管理權ノ有無明ナラサルモ製鹽地交付金申請書ハ右本人ヨリ共有者ト共ニ右受任者ニ委任シ其ノ申請書記載ノ賠償金額カ申告額ト同一ナルモノハ親族ニ於テ委任セシ事項ヲ追認セルモノト認メ其ノ儘處理スルモ差支ナシ

法第二條第四號交付金下付申請書ニ關スル事項
四十六 申請書提出後交付金下付決定前省令第九條第二號ニ該當シ交付金ヲ下付スヘカラサルニ至リタルモノノ申請書ハ其ノ儘留置キ別ニ支局長ヨリ申請者ニ交付金ヲ下付セラレサル旨ヲ通知セシムルモノトス
四十七 共用者ノ一人カ其ノ物件ノ所有者ナル場合ニ其ノ他ノ共用者ノ所有者證明書ヲ徴セサルモ當事者間ニ爭ナケレハ其ノ儘ニテ差支ナシ

四十八 所有者證明書ハ調査事帳ニ添附シテ整理スヘキモ別冊トナセルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

四十九 妻カ製鹽地建物設備器具等ヲ所有シ夫婦共未成年者ナルヲ以テ其ノ父法定代理人トシテ申請ノ手續ヲ爲シタルニ實地調査立會、價額協議ノ際ニハ夫已ニ成年ニ達シタルニ拘ラス尙其ノ父ニ於テ價額ノ協議ヲ了セルモ其ノ儘差置クモノトス

五十 申請差額ト調査額ト同一ナルニ承諾書ヲ徴シタルモノハ申請書ノ欄外ニ別紙承諾書ヲ通申請額ト同額ニテ協議濟ノ旨ヲ附記シ承諾書ハ別ニ區分シテ其ノ旨ヲ明ニシ整理シ置クモノトス

法第二條第三號賠償金額調書ニ關スル事項

五十一 一人ニテ採鹹地及煎熬場敷地ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ賠償金額ヲ製鹽地ノ種類毎ニ區分記載セルモノアルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

五十二 省令第十一條本文ニ依ルヘキモノニシテ豫備調査後賠償金額ノ區分申告ヲ爲シタルモノハ各製鹽地ニ對スル賠償金額ヲ朱記シ計ノ欄ニ記入シテラサルモ其ノ儘差置キ若其ノ區分申告ノ合計カ總賠償金額ト符合セサル場合ノミ計ノ欄ニモ申告額ノ計ヲ朱記スルモノトス

五十三 明治四十一年中製鹽許可ヲ讓渡シタルモノノ賠償金ナキ爲之ヲ掲載セサルモノ其ノ儘ニテ差支ナシ

五十四 一煎熬場ニ屬スル敷製鹽地ノ見積價額ヲ一筆毎ニ算出セルモノアルトモ一出張所毎ニ統一シアラハ其ノ儘ニテ差支ナシ

五十五 平均一段當欄金額ハ交付金額ニ直接關係ナキ事項ナルヲ以テ檢算ノ手數ヲ省略スルモ妨ナシ

五十六 段別ハ見込ヲ以テ掲上シタル結果製鹽地交付金調査ノ段別ト符合セサルモ訂正セシムルニ及ハサルモノトス

五十七 製鹽許可地ニ煎熬場ノ設備ナキ爲許可以外ノ煎熬場ニ於テ煎熬セルモノト雖煎熬場ハ許可地ヲ記載スヘキモノトス

五十八 煎熬場敷地ニシテ納屋等ニ供用セラルルモノト認メ製鹽地ヨリ除外シアルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

標準評決ニ關スル事項

五十九 建物標準物件ノ見積價格ハ賣買ノ實例ナキヲ以テ其ノ價格ヲ定ムルニ先保存年限ヲ三分シ其ノ一ヲ以テ新、中、古ノ各範圍トシ其ノ範圍ノ中位相當ヲ以テ新、中、古ノ殘存年數トシ保存年數ト經過年數ノ割合ニ依リ算出シタルニ拘ラス標準ニ選定シタル物件ノ經過年數ハ右新、中、古ノ經過年數ト同一ナラサルモノアリ從テ標準物件ノ見積價格算出方妥當ヲ缺クモ此ノ際其ノ儘差置妨ナシ

六十 建物標準價格評決書ノ一坪當建設費ハ其ノ算出ノ基礎ニ於テ厘位ヲ切捨テ又見積價格ハ保存年數ト經過年數ノ割合ヲ以テ算出シタルモノニ參酌ヲ加ヘタルモノアルモ此ノ際訂正セシムルニ及ハス

納付鹽賠償金額ニ關スル事項

六十一 納付鹽賠償金額ノ内鹽納付後犯則發見ニ因リ納付ヲ取消サレタルモノハ扣除シテ計算スヘキモノトス

六十二 納付鹽賠償金額區分算出上厘位未滿切捨ノ結果其ノ協議區分申告總額カ關係製鹽地ノ賠償金總額ト符合セサルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

六十三 煎熬場敷地ヲ他ノ用途ニ供用スル爲賠償金額ヲ段別ニ按算出スルニ方厘位未滿切捨ト四捨五入ト二様ノ取扱ヲナセルモ當事者間ノ協議ニ成レルモノナレハ兩者孰ニテモ差支ナシ

六十四 一煎熬場ニ於テ共同製鹽ヲ爲スモノノ中一人ノ採鹹地ハ交付金ヲ下付スヘカラサル状態ニ至リタルニ拘ラス省令第十一條該當トシテ關係製鹽地ノ賠償金額ヲ區分申告シタル場合ニ右交付金ヲ下付スヘカラサルモノノ賠償金額ヲ除外シ其ノ他ノモノノ賠償金額ノミニ依リ區分申告セラルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

六十五 賠償金額區分申告書ハ單ニ區分方法ノミヲ記載シ區分シタル金額ヲ記載セサルモノ其ノ方法ニ依リ算出シタル調書ノ金額カ申請書ニ記載シタル價額ノ基礎ニ相當スルトキハ其ノ儘ニテ差支ナシ

第十一章 審査及決定

法第二條第一號交付金ニ關スル事項

六十六 轉業交付金ノ計算ハ煎熬場毎ニ各別ニ法第四條第一項ヲ適用セス製鹽者タル資格ニ依リ各煎熬場分ヲ通シテ爲スヘキモノトス

六十七 甲煎熬場ニ於テ許可ヲ受ケタル製造ヲ他人ニ承繼セシメ同日更ニ乙煎熬場ノ他人ノ製造ヲ承繼シタル場合ニ於テ申請書ハ乙煎熬場ノ一通ニ作成スルモ妨ナシ但シ賠償金ハ煎熬場毎ニ區分スルモノトス

六十八 相續ニ因ラスシテ他ノ製造ヲ承繼シ同日自己ノ製造ヲ廢止シタル場合ハ製造者ノ資格ハ繼續セルモノトシテ取扱フヘキモノトス

六十九 製鹽禁止ノ際現ニ製鹽者タルモノハ其ノ已ニ廢止シタル煎熬場ニ屬スル分ノ納付鹽賠償金額ヲ通算シテ交付金ヲ算出スヘキモノトス其ノ通算ヲ爲ササリシモノハ此ノ際訂正セシメサルモノトス

七十 製鹽者死亡シ其ノ家督相續人承繼ノ申告ヲ爲サスシテ死亡シ其ノ相續人ヨリ始テ相續承繼申告ヲ爲シタル場合ニ其ノ家督相續ノ事實相違ナキトキハ製鹽者ト認メ交付金ヲ下付スヘキモノトス

法第二條第三號交付金ニ關スル事項

七十一 數人カ共有セル土地ニシテ採藏地ハ區分使用シ煎熬場ハ共用セル場合ニ於テ中一人カ明治四十一年八月以降採藏セス明治四十三年ニ至リ廢止セル場合ニ兩年共不繼續トシテ鑑定ニ付シタルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

七十二 一煎熬場ヲ數人ニテ共用シ採藏地ハ各其ノ所有者ヲ異ニスル場合ニ於テ其ノ納付鹽賠償金額ヲ區分協定シ法第三條ニ依リ見積價額ヲ算出スル場合ニ共用者ノ一人カ明治四十一年明治四十二年共納付鹽賠償金ナキ爲其ノ他ノ者ノ納付鹽賠償金額ノミニ依リ算出シタルモノハ注意事項五十二準シ其ノ儘ニテ差支ナシ

七十三 煎熬場數地ノミ共用スル者ノ中一人ハ明治四十一年ノミ納付鹽賠償金額アリテ其ノ他ノ者ハ明治四十一年明治四十二年共納付鹽賠償金額ナキニ依リ兩年不繼續トシテ鑑定ニ付シタルシカ其ノ鑑定價額ハ右明治四十一年分納付鹽賠償金額ヨリ算出シタル價額ヨリ少額ナルモノ其ノ儘ニテ差支ナシ

七十四 煎熬場ヲ數人ニテ共用シタル場合ニ於テ中一人ハ明治四十一年明治四十二年共製鹽シ一人ハ明治四十一年ノミ製鹽シ一人ハ明治四十二年ノミ製鹽シタル場合ニ兩年製鹽シタルモノハ兩年分納付鹽賠償金額ヲ平均シ一箇年製鹽シタルモノハ何レモ一年分ノ納付鹽賠償金額ニ依リ之ヲ集算シテ總製鹽地ノ納付鹽賠償金額ヲ算出シ法第三條ニ依リ製鹽地ノ價額ヲ算出シタルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

七十五 明治四十一年明治四十二年共製鹽ヲ繼續シタルモノ明治四十三年九月ニ至リ煎熬場破損ノ爲他ノ煎熬場ニ於テ製鹽シタル場合ニ於テ前ノ煎熬場數地ハ之ヲ除外シ其ノ他ノ製鹽地ハ兩年ノ納付鹽賠償金額ヲ段別ニ按分シテ之ニ對スル分ヲ算出シ之ニ依リ其ノ價額ヲ計算セルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ所有者ヲ異ニスル省令第十一條適用ノ場合ニ其ノ總價額ヲ見積ル場合ノ按分算出方亦同シ

七十六 他人ノ所有地(自己ノ所有地ノ場合ニモ同一ノ結果ヲ生ス)ノ斷崖ニ横穴ヲ穿テ此處ニテ鹽ヲ煎熬ヲ爲シタル場合ニ右坑穴ノ面積ヲ煎熬場數地ト認ムル以上ハ右數地及採藏地ヲ併セ法第三條ノ計算ニ依リヘキ筈ナルモ常識ニ依リ右坑内ヲ煎熬場數地ト認メス採藏地ノミニ對シ法第三條ノ計算ヲ爲シタルモノハ右坑穴分ニ對シ別ニ煎熬場數地トシテ申請ヲ爲シ居ラサルトキハ其ノ儘ニテ差支ナシ

七十七 製鹽地ノ所有者ヲ異ニスルモノノ左ノ場合ニ於テ明治四十一年分又ハ明治四十一年明治四十二年兩年平均納付鹽賠償金額(兩年繼續ノモノ)ニ依リ各製鹽地ノ納付鹽賠償金額ヲ區分申告セシメ法第三條ニ依リ製鹽地價額ヲ算出スルトキハ其ノ儘ニテ差支ナシ

甲煎熬場ニ於テ一人ハ明治四十一年明治四十二年兩年共製鹽ヲ繼續シ二人ハ明治四十二年休造シ一人ハ明治四十二年ニ於テ乙煎熬場ヨリ移轉セリ

乙煎熬場ニ於テ一人ハ明治四十二年ニ於テ甲煎熬場ニ移轉シ一人ハ明治四十二年休造シ一人ハ明治四十二年丙煎熬場ヨリ移轉シ其ノ他ハ明治四十二年ニ製造ヲ他人ニ讓渡シ承繼者引續製鹽ヲ繼續セリ

丙煎熬場ニ於テハ製鹽者四人ニシテ共ニ明治四十一年ハ製造ヲ繼續セルモ明治四十二年ニハ中一人ハ六月ニ於テ他人ニ製造ヲ讓渡シ承繼者ハ丁煎熬場ニ於テ製鹽シ又一人ハ乙煎熬場ニ移轉シ其ノ他ノ二人ハ休造セリ

丁煎熬場ニ於テハ製鹽者一人ニテ明治四十一年明治四十二年共繼續製鹽セルニ明治四十二年六月ニ至リ丙煎熬場ニ屬スル製鹽者ヨリ承繼シタル者新ニ加入シタリ

七十八 明治四十一年明治四十二年ニ於テ一採鹹地カ製造ノ承繼ニ依リテ三回製鹽者ヲ異ニシ其ノ都度煎熬場ヲ異ニセル爲關係製鹽地ハ省令第十一條

ニ依リ價額ヲ計算スヘキモノナルモ石異動セル採鹹地ノミ法第五條ニ依リ鑑定ニ付シ其ノ他ノ關係製鹽地ハ納付鹽賠償金額區分申告三依リ法第三條ニ依リ計算セルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

七十九 煎熬場ハ事實一箇所ニシテ數箇ノ許可地ニ跨リタルモノナルニ許可ノ形式ハ數箇ノ許可地ニ各別ニ存在スルヲ以テ煎熬場敷地及採鹹地ハ各所有者ヲ異ニスルモ其ノ各製鹽地ノ價額ハ各自ノ納付鹽賠償金額ニ依リ計算シ省令第十一條ヲ適用セサルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

八十 省令第十一條該當地ニシテ納付鹽賠償金額ヲ區分協定申告シタル場合ニ於テ其ノ申告額ニ依リ算出シタル各製鹽地ノ總價額ヲ總納付鹽賠償金額ヨリ算出シタル總製鹽地價額ニ符合セシムル爲厘位未滿ノ端數切上ケ又ハ切下ケタルモノハ總テ厘位未滿切捨ニ訂正セシムヘキモノトス

八十一 省令第十一條該當地ノ納付鹽賠償金額ヲ區分協定シ其ノ製鹽地見積價額ヲ製造者別ニ算出シタル爲總納付鹽賠償金額ニ依リ算出シタル總見積價額ト符合セサルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

八十二 省令第十一條該當地ニシテ納付鹽賠償金額ヲ區分申告スルニ其ノ中一ノ製鹽地ハ明治四十一年分ニ依リ一ノ製鹽地ハ明治四十一年明治四十二年兩年平均額ニ依リ等關係製鹽地ノ納付鹽賠償金額ヲ二様ニ算出セルモノアルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

八十三 成工後見込價額ヲ算出スルニ力リ金利ヨリ還元シテ之カ價額ヲ測知スル場合ニ其ノ計算中地租ノ算出ニ改正前ノ率即チ「五、五」ヲ以テセルモノハ改正率ニ依リ改算スヘキモノトス

八十四 採鹹地ノ一部官有地ナル爲鑑定ニ付スヘキ場合ニ於テ納付鹽賠償金額ヲ段別ニ按分シテ其ノ金額ヲ製鹽地價額ノ算出ニ引用シテ調査額及鑑定價額ヲ算定セルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

八十五 同一地番内ニ在ル採鹹地及鹹水貯藏場敷地ノ見積價額竝禁止後見込價額ヲ算出スルニ力リ兩者各別ニ算出シタルニ拘ラス之ヲ合記シタルアリ又採鹹地ト鹹砂貯藏場敷地トヲ合シテ見積價額ヲ算出シタルアリテ兩者間一厘ノ差違ヲ生スルコトアルモ兩者孰ニテモ差支ナシ

八十六 加工費標準評決書ノ一段當加工後見込價額ヲ當該製鹽地段別ニ乘シ算出セル結果省令第十二條ノ計算ト算出額符合セサルモノアルモ調査書申請書鑑定書共金額同一ナルトキハ其ノ儘ニテ差支ナシ

八十七 禁止後見込價額ヲ算出スルニ力リ一段當價格ニ段別ヲ乘シ算出スル場合ニ歩位ハ之ヲ三除シテ一位未滿ノ數ヲ切捨テタル結果價額ニ多少ノ減少ヲ來スモ申請書、調査書、鑑定書共金額同一ニシテ統一セルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

八十八 加工ヲ要スルモノノ加工後見込用途成工年期及成工後見込價額同一ナルモノハ加工費ノ異ル毎ニ區分算出スヘキヲ計ニ於テ算出セルモノ其ノ儘ニテ差支ナシ

八十九 明治四十一年中煎熬場ヲ移轉(地番ハ同一ナリ)シタルモノノ製鹽地ノ價額ヲ算出スルニ明治四十一年明治四十二年分納付鹽賠償金ノ平均ニ依リ算出セルモノアリ明治四十二年分納付鹽賠償金額ニ依リ算出スルモノニ比シ交付金額ニ於テ減少スルニ拘ラス當事者ニ於テ何等異議ナキモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

九十 除外段別ヲ計算スルニ丈量ノ區分毎ニ歩未滿ヲ切捨テ計算セルモ統一セルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

第十一章 審査及決定

九十一 加工地ノ加工後見込價額ヲ算出スルニ工費及利子ハ共ニ計算ノ途中ニ在ルモ厘位未滿ヲ切捨計算スルモ差支ナシ

九十二 一筆ノ製鹽地ヲ數人ニテ分割使用スル場合ニ其ノ合計段別カ土地臺帳面ヨリ大ナルトキハ賠償金額ハ實際ノ納付鹽賠償金額ニ依リ禁止後ノ價額

ヲ算出スルハ土地臺帳面段別ニ依ルヘキモノトス

九十三 明治四十一年十二月採鹹地ヲ他人ニ承繼セシメ承繼者ハ他ノ煎熬場ニ於テ製鹽(明治四十二年ニ承繼)ヲ爲ス場合ニ於テハ明治四十二年ノ納付鹽賠償金額

ヲ協議區分セシムルカ又ハ省令第十一條ニ依リ鑑定スヘキモノトス

九十四 煎熬場敷地ト採鹹地ト所有者ヲ異ニシ禁止ノ際甲煎熬場ニ屬スル採鹹地ノ中(イ)ハ甲煎熬場ニ於テ明治四十一年明治四十二年共繼續製鹽シ(ロ)ハ明

治四十二年ニ乙煎熬場ノ製鹽者ヨリ承繼シタル場合ニ於テ「イ」採鹹地ノ明治四十一年分納付鹽賠償金額ノミヲ甲煎熬場敷地ト協議區分シ「ロ」採鹹地

ノ明治四十一年分納付鹽賠償金額ヲ承繼前ノ乙煎熬場敷地ト協議區分セシムルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

九十五 製鹽不繼續ノ製鹽地ノ調査額、鑑定價額共該土地ノ納付鹽賠償金額ヨリ算出シタル價額ヨリ少額ナルモ申請書亦同様ナルトキハ訂正セシムルニ

及ハス

九十六 製鹽者ニシテ鹽再製ヲ兼ヌル爲取締上必要アリテ明治四十二年十二月ニ於テ製鹽ヲ休止セシメタルモノアリ明治四十二年ハ納付鹽賠償金額アル

モ製鹽ヲ休止セシメタルモノナルニ因リ明治四十二年ハ不繼續トシテ取扱フモ差支ナシ

九十七 明治四十一年三月迄ノ納付鹽ナカリシモノ明治四十一年三月ニ製鹽ヲ承繼セシメタル場合ニ明治四十一年中ノ納付鹽賠償金額ハ明治四十二年中

ノ納付鹽賠償金額ヨリ多額ナルモ明治四十一年ハ不繼續トシテ取扱フモ差支ナシ

九十八 土地臺帳ニ登錄ナキ土地ニ對シテハ假令村長ノ證明アル場合ト雖交付金ヲ下付セサルモノトス

九十九 標準ニ選定シタル建物ノ見積價額ヲ算出スルニ評決書ノ坪當ヨリ計算セル爲其ノ建物ノ現實ノ見積價額ト差異ヲ生スルモノアルモ其ノ儘ニテ差

支ナシ

調査書ニ關スル一般事項

百 實地調査立會ニ對シテハ別ニ委任狀ヲ徵セシテ代理立會セシメタルモノアルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

百一 調査書中標準價格ニ對スル増減事由欄ニ單ニ何割何分ノ増又ハ減トシ其ノ事由ヲ記載セサルモノアルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

百二 製造者氏名欄ニ禁止ノ際ニ於ケル製造者氏名ノミヲ記載シ又ハ明治四十一年明治四十二年中製造者タリシモ現ニ製鹽者ニ非サルモノヲ悉ク列舉セ

ル等一定ヲ期シ難キモ此ノ際訂正セシムルニ及ハサルモノトス

百三 相續承繼月日ハ相續ノ日ニ依ラスシテ申告ノ日ニ依リタルモノアルモ其ノ儘ニテ妨ナシ

百四 明治四十年以前ヨリ製鹽ノ許可ヲ受ケ採鹹地ノ一部ノ製鹽ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受ケタル場合ニ備考欄ニ其ノ旨記載ナキモ其ノ儘ニテ差

支ナシ

法第二條第三號交付金調査書ニ關スル事項

百五 禁止後見込價額ハ地價ニ依リ算出セラルル場合ニ於テ一筆ノ地價ヲ分配スルニ段別按分ニ依リ算出スレハ符合スルモノト然ラサルモノトアルモ計

算上ノ相違アラサルトキハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百六 賠償金額及法第三條ニ依ル價額ハ數筆分ヲ合シテ計ニ於テ整理シ又省令第十一條ニ依ルモノハ申告ニ基キ各筆別ニ其ノ金額ヲ掲クルモノアリテ統

一ヲ缺クモ其ノ儘ニテ差支ナシ

百七 標準地ノ價格計算ハ許可又ハ見込段別ニ依リ調査書又ハ申請書ハ土地臺帳段別又ハ實測段別ニ依リタル爲符合セサルモノアルモ其ノ儘ニテ妨ナシ
百八 製鹽地標準價格ノ適用ニ方リ生産力ニ優劣アルニ拘ラス同一率ノ標準價格ヲ適用シアルモ此ノ際其ノ儘ニテ差支ナシ
百九 評決書ニハ採鹹地禁止後見込價格一段步當地價(段當地價六十錢)ニ對シ五、五ヲ乘シテ得タル數(三三厘)ヲ掲記シタルニ調査書ニハ其ノ採鹹地ノ地

租額(地價ノ算ル毎)ヲ以テ直三禁止後見込價額トシテ掲シシ評決書ノ段當(三三厘)ヲ適用セサルモノハ調査書増減事由ノ説明ニ於テ採鹹地ハ標準評決ノ旨ニ基キ本地價ニ對スル地租金相當額トスト訂正シ金額ハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百十 一部落全部ノ製鹽地價額ヲ算出スルニ方リ標準物件ニ對シ總テ八割減トシテ適用シタル分アリ右ハ調査價額ノ失當ナラスシテ特殊ノ事由アルモノニ限リ其ノ事由ヲ説明シ其ノ儘ニテ差支ナシ

百十一 數筆ノ製鹽地ヲ所有スル者中一筆ハ禁止後見込價額多キ爲申請ヲ抛棄シタル場合ニハ本調査ノ異動トシテ申請セシ一筆ニ對シ更ニ價格ヲ調査シ交付金ヲ定ムルモノトス

百十二 調査書増減事由欄ニ單ニ何程(段當九十四錢五厘)ヨリ低カラシムル程度ニ於テ下ノ標準價格ニ斟酌ヲ加ヘ以テ其ノ見積價額ヲ定メタリトシ何程低下セルヤ其ノ割合ヲ明記セサルモノ其ノ低減額ヲ推算シ得ルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百十三 調査書ノ交付金額カ申請ニ依ル交付金額ヨリ少額ナル場合ハ調査書本調査欄ニ「申請額何程」ト朱記スルモノトス

百十四 一筆中幾分ヲ煎熬場敷地ニ供用シタル場合ニ實測圖ノ添附ナキモ調査上差支ナキモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百十五 調査書記載ノ地價ハ交付金調査上必要事項ニ非サルヲ以テ此ノ際之ニ關スル審査ヲ省略スルモ妨ナシ

法第二條第四號交付金調査書ニ關スル事項

百十六 使用箇數ノ記載方同一品名ノ物件二箇以上ニシテ二欄以上ニ涉ル場合ハ各欄毎ニ記入セシムルモノトス

百十七 見積價額ヲ算出スルニ方リ建設費總額ニ殘存年數ヲ乘シ保存年數ニテ除シタルモノト坪當建設費ヲ基本トシテ算出シタルモノト又總テ計算中先乘後除ニ依ルモノト然ラサルモノトアル場合ハ統一スル爲一出張所毎ニ孰カ一方ニ訂正セシムルモノトス

百十八 標準物件ノ價額ヲ算出スルニ見積價額標準評決書ノ一坪當ヨリ算出シ建設費及禁止後ノ見込價額ハ評決書附屬ノ計算書ニ記載シアル總價額ヲ記載セルモノハ適用上統一ヲ缺クヲ以テ總テ總額ニ依リ計算シタルモノニ調査書ノミ訂正ヲ要ス

百十九 標準ニ對スル増減事由ニ構造著ク佳良ナルニ依リ價額ヲ昂上ス又ハ構造著ク粗雜朽古甚キニ付價額ヲ低下ストアリテ其ノ増減ノ程度及具體的説明ヲ記載セス且建設費ヲ増減セルアリ増減セサルモノアリ前者ハ此ノ際止ヲ得サルニ付其ノ儘ニテ差支ナク後者モ増減事實説明文ニテ明ナルモノハ其ノ儘差支キ妨ナシ

百二十 評決書ニハ自家労働トシテ普通労働ヨリ低減シテ價格ヲ計算セルニ特別調査物件ニ限リ普通労働ニ依リ計算セル場合ハ其ノ物件カ自家労働ニ依リ作成シ得サルモノニ限リ其ノ事由ヲ附記シ置クモノトス

百二十一 同一品目ノ物件ニシテ新調購入費、見積價額禁止後見込價額ノ各單價ヲ異ニスル場合右單價ハ一欄中ニ併記シ價額ハ合計ノ上掲上シ又ハ使用箇數トモ合計數ヲ掲上スルモ計算上支障ナキモノハ訂正セシムルニ及ハス

百二十二 必要箇數ノ増減事由ハ記入ヲ要スルモノトス
百二十三 保存期間ヲ經過セル物件ニ對シ見積價額ヲ附セルモノハ備考ニ相當事由ヲ附記スルモノトス
百二十四 豫備調査後毀滅セシ物件ニ對シ價額ハ相當修正スルモ箇數現在場所、新調購入年月、同價額同單價欄ノ修正シアラサルモノハ事實ヲ明ナラシム

第十一章 審査及決定

ル機相當訂正セシムルモノトス

百二十五 保管方指示事項ハ手續第三十七條ノ場合ノ外ハ必シモ記入ヲ要セサルモノトス

百二十六 本調査ノ月日カ協議以後ノ日ヲ記載シアルモ事實協議前ニ調査ヲ了シタルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

鑑定書ニ關スル事項

百二十七 申請書毎ニ作成セズ同一申請者ノ分ヲ併記セルモ申請書毎ニ價額ヲ區分シ鑑定シタルモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百二十八 段別又ハ禁止後、加工後見込價額等重要ナル事項ノ訂正削除ハ鑑定人全部ノ捺印ヲ爲サシメ其ノ他輕微ナル事項ハ鑑定人ノ中孰カ一人ノ捺印

アラハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百二十九 段別及金額訂正ノ箇所ニ鑑定人ノ中專賣官吏一名ノ印章ヲ捺捺シアルモ訂正ノ事實ニ疑ナキモノハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百三十 鑑定人ニ於テ鑑定物件ノ標準價額ヲ定メサルモ調査額ト同一ナル場合ハ其ノ儘ニテ差支ナシ

百三十一 一筆中交付金ヲ下付スヘキ部分ノ段別ノミヲ記載スヘキヲ申請書ノ通其ノ一筆ニ對スル段別ヲ墨書シ交付金ヲ下付スヘキ段別ヲ内書朱記セル

モノト交付金ヲ下付スヘキ段別ノミヲ墨書セルモノトアルトキハ孰カ多キ方ニ依リ訂正セシムルモノトス

百三十二 省令第十一條但書ニ依リ鑑定シタル場合ニハ比準シタル類地ノ場所ヲ備考ニ記入セサルモ其ノ儘ニテ差支ナシ

百三十三 省令第十一條但書ニ依リ鑑定シタル場合ニ比準シタル類地ノ價格ノ増減ヲ附シタルニ拘ラス其ノ増減事由及計算ノ基礎ヲ説明シアラサルモ其

ノ儘ニテ差支ナシ

百三十四 禁止後見込價額、加工後見込價額及工費ハ製鹽地ノ種類毎ニ記載ナキモ説明書ニ於テ計算ノ基礎明ナルモノニ限り計ニ於テ記載スレハ其ノ儘

ニテ差支ナシ

百三十五 交付金集計表、價額決定調書及給付額通知書ニ關スル事項

申請者ノ住所ハ申請書印鑑證明書、土地臺帳謄本ト實際ノ住所トハ事實異ルコト明ナルモノト雖申請書記載ノ住所ニ於テ交付金ノ仕拂ヲ爲シ

申請書等ヲ事實ノ住所ニ訂正セシムルニ及ハス

百三十六 大字所有ニ係ル物件ノ管理ヲ舊來ノ慣習ニ依リ町村長以外ノ者ニ於テ爲スモ町村長ノ證明アラハ其ノ儘ニ差置キ又一大字所有物件ヲ數人ニテ

各部分ヲ管理スル場合ニ交付金ハ管理者毎ニ集計スルモ受領ハ其ノ中ノ一人ニ委任セシメ整理スルモノトス

百三十七 社寺所有物件ノ交付金ノ受領ハ神社ニ在リテハ神職寺院ニ在リテハ住職又ハ其ノ正當代理人ニ限り交付シ申請書ニ連署セル信徒總代又ハ檀徒

總代ニハ取扱官署ヨリ便宜ノ方法ヲ以テ念ノ爲其ノ旨ヲ通知セシムルモノトス尙申請書ニ總代ノ署名セルモノハ神職又ハ住職ノ署名捺印ヲ徵スル

モノトス

百三十八 共有物件ノ申請者資格ノ表示ハ筆頭者何某外何名代理何某トシテ整理スヘキモノトス

百三十九 委任狀ニ申請書提出ニ關スル件、申請ニ關スル一切ノ件トアル向ニ對スル價額ノ決定書ハ代理人ニ交付スヘキモノトス

百四十 共有者ノ一人ニ對シ「目錄提出並交付金請求其ノ他本件ニ關スル一切ノ件」トシテ委任セルモノハ差當リ受任者ニ交付金ヲ交付スルコトトシ委任

任狀ニハ受領ノ權限ヲ明記セシムルモノトス

百四十一 委任狀記載方カ單獨所有ノ物件ノミニ限定セル意味ヲ有セスシテ廣ク共有物件ニ關スル委任ヲモ包括スルモノト認メ得ルモノニ限り單獨所有

ノ分モ共同所有ノ分ヲモ包含スルモノトシテ取扱ヒ妨ナシ但シ記載方ニ疑アルモノハ其ノ範圍ヲ明記セシムルモノトス

百四十二 委任狀記載方カ共有物件ノミニ限定セル意味ヲ有セスシテ當該委任者ノ一般ノ關係ヲ包括スルモノト認メ得ルモノハ單獨所有分ノ委任ヲモ包含

含スルモノト認メ妨ナシ但シ實際單獨所有物件ノ委任ヲ包含セサルモノハ共有物件ノミニ限ル意味ヲ委任狀中ニ明記セシムルモノトス

百四十三 自己ノ分ト委任ヲ受ケタル分トアル場合ニハ交付金額ハ申請權利者毎ニ區分集計スルモノトス

百四十四 交付金ハ本人自ラ受領スルト委任ニ依リ代理人ニテ受領スルトヲ問ハス一人分ノ交付金ハ總テ一人ニ受領セシムルコトニ處理スヘキモノトス

百四十五 共有ニ係ル物件ノ交付金ニシテ其ノ共有者ノ人名同一ナルモノハ其ノ物件ノ種類ノ如何ヲ問ハス又其ノ持分ノ割合ノ如何ニ拘ラス總テ併合シテ交付金額ヲ集計計算スルモノトス

百四十六 省令第十四條ニ依リ製鹽地ノ價額ヲ決定スルニ方リ一申請書中ニ製鹽地ノ價額カ鑑定價額ニ比シ調査書又ハ申請書ノ價額カ一ハ大二ハ小ナル場合ハ申請ニ依ル合計交付金カ小ナル場合ハ申請額ニ依ルヘキモノトス

各支局出張所ノ取扱方ハ規定又ハ注意事項トシテ示達シタルモノノ外區々ニ出テ一樣ナラサルモノアルニヨリ一取扱官署毎ニ各號調査書卷頭ニ調査書凡例ヲ附記シ置クノ要ヲ認メ審査結了後ニ於テ左ノ事項ヲ記載スルコトトシタリ

轉業交付金ニ關スル調査例

- 一 製造者カ現ニ二以上ノ煎熬場ニ於テ製鹽ヲ爲ス場合又ハ現ニ一煎熬場ニテ製鹽ヲ爲スモ明治四十一年以後繼續シテ二以上ノ煎熬場ニ涉リ製鹽ヲ爲セル場合ハ各別行ニ記載セリヤ又ハ併合シテ記載セリヤ
- 二 許可又ハ承繼年月日ヲ本欄又ハ備考欄ニ記載方ハ如何ナル區分ニ依レルヤ一部承繼ノ場合其ノ事實記載ノ有無
- 三 申請書ニ添附スヘキ許可又ハ其ノ承繼ニ關スル書類ハ如何ナル程度迄添附セシムルコトトセルヤ其ノ紛失ノ場合製造者タルコトノ認定取扱方
- 四 其ノ他特ニ説明ヲ要スル事項

製鹽地交付金ニ關スル調査例

- 一 一筆ノ内幾分ヲ使用スルモノノ地番、段別、記載方及其ノ使用部分ニ對スル地價計算方
- 二 一筆ノ内幾分ヲ使用スル場合ニ於ケル段別實測方及其ノ計算方
- 三 法第二條第三號賠償金額調査書記載ノ段別ト調査書記載ノ段別ト符合セサルモノアレハ其ノ事由
- 四 一筆ノ段別一坪未満ノ土地ニ對スル取扱方
- 五 見積價額禁止後見込價額ニ對スル標準價格適用方ニ關スル階級區分方及禁止後見込價額ノ標準ヲ適用セサルモノアラハ其ノ旨
- 六 加工費標準評決書適用ニ關スル計算方
- 七 一筆ノ製鹽地カ加工ヲ要スル部分ト加工ヲ要セサル部分トアル場合ニ於ケル禁止後見込價額計算方
- 八 使用製鹽地ノ一部ニ官有地ヲ包含スル場合其ノ他法第五條ニ依ル見積價額計算ニ對シ標準價格ヲ適用セスシテ其ノ土地又ハ標準地以外ノ納付鹽賠償金額ニ標準ヲ採リ算定シタルモノハ其ノ計算ノ方法及事由
- 九 標準價格ニ對シ増減ヲ附スル場合ノ計算方
- 十 標準價格ニ對スル増減事由ヲ調査書ニ記載方省略シタルモノハ其ノ一般的事由尙一部落ヲ通シ標準ヨリ多大ノ増減ヲ施シ適用シタルモノハ其ノ事由ノ詳細

第十一章 審査及決定

- 十一 調査交付金額カ申請ニ依ル金額又ハ鑑定ニ依ル金額ト相違セル場合ニ於ケル調査書價額及金額ノ整理方
- 十二 納付鹽賠償金額協議區分申告ニ係ルモノニシテ申請書ニ賠償金額調査書ヲ添附セシメサルモノハ其ノ旨
- 十三 本調査年月日ハ最後ノ實地調査ノ日ヲ記入シタルヤ又ハ調査書整理ノ最後ノ日ヲ記入シタルヤ
- 十四 其ノ他特ニ説明ヲ要スル事項

建物交付金ニ關スル調査例

- 一 建設費見積價額、禁止後見込價額ハ標準價格ヲ如何ニ適用シ算定シタルヤ又單價ニ坪數ヲ乘シタル金額ト符合セサルモノハ其ノ旨
- 二 標準ト爲セル物件ノ建設費、見積價額禁止後見込價額ヲ標準單價ヨリ算定セルモノハ其ノ旨
- 三 標準價格ニ比シ建設費見積價額禁止後見込價額ノ全部又ハ一部ヲ増減シタルモノノ算出方及其ノ事由ノ記載方
- 四 新中古認定方及經過年月計算方（始期、終期、年又）
八月計算等共
- 五 標準ニ比シ保存年限ヲ伸縮シタル場合ニ於ケル見積價額及禁止後見込價額算定方
- 六 建物ノ坪數計算ニ付梁間桁行ハ間以下何位ニ止メタルヤ
- 七 建物ニ對シ検査票札ヲ附セルヤ否
- 八 調査交付金額カ申請ニ依ル金額協議又ハ鑑定ニ依ル金額ト相違セル場合ニ於ケル調査書金額ノ整理方
- 九 本調査年月日ハ最後ノ實地調査ノ日ヲ記入シタルヤ又ハ調査書整理ノ最後ノ日ヲ記入シタルヤ
- 十 其ノ他特ニ説明ヲ要スル事項
 - 一 使用箇數又ハ必要箇數ヲ各欄毎ニ區分記載セサリシモノハ其ノ事由及之ニ基ク價額算定方
 - 二 標準必要箇數ニ對スル増減適用方及事由記載方
 - 三 新調購入價額、見積價額、禁止後見込價額、標準價格ヲ如何ニ適用シテ算定シタルヤ
 - 四 標準價格ニ對シ新調購入價額、見積價額、禁止後見込價額ノ全部又ハ一部ヲ増減シタルモノノ算定方及其ノ事由ノ記載方
 - 五 新中古認定方及經過年月計算方（始期、終期、年又）
八月計算等共
 - 六 標準ニ對シ保存期間ヲ伸縮シタル場合ニ於ケル見積價額及禁止後見込價額算定方
 - 七 調査交付金額カ申請ニ依ル金額、協議又ハ鑑定ニ依ル金額ト相違セル場合ニ於ケル調査書金額ノ整理方
 - 八 本調査年月日ハ最後ノ實地調査ノ際ヲ記入シタルヤ又ハ調査書整理ノ最後ノ日ヲ記入シタルヤ
 - 九 其ノ他特ニ説明ヲ要スル事項

審査ハ之ヲ九組ニ分チ事務ノ緩急分量ヲ計リ先以テ製鹽地交付金審査ヲ目的トシテ適當ニ人員ヲ配置シ續テ轉業交付金及建物設備器具器械ノ交付金ノ審査ニ對シテハ更ニ斟酌ヲ加ヘ増配シタリ其ノ分擔左ノ如シ

